出資法人の消費税及び地方消費税申告に係る監査を実施したので、同条第九項の規定によっ地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条の規定によって、特別会計及び て、別冊のとおり公表する。

平成二十二年三月十八日

同	同	同	広島県監査委員
加 賀	髙	下	富
	橋	原	永
和	義	康	健
Ē	則	充	<u> </u>